

広場の使用について

1. 広場の使用について

- ①貸出期間：7日間以内
- ②使用時間：午前9時から午後8時まで（設営撤去は除く）
- ③テント等の設営や音の出る行為を行う場合は、1ヶ月前までに企画書及び配置図等作成の上、使用許可の申請の前に事前協議が必要です。
- ④広場でテント等の設営や音の出る行為を伴うイベント等を実施する場合は、イベント等の2週間前を目途に、広場周辺の住居や店舗等へポスティングによるイベント周知が必要です。
- ⑤下記の行為は禁止です
 - ・芝生や樹木を傷める行為
 - ・広場の施設を傷める行為
 - ・芝生の中やウッドデッキ部分への車両の乗り入れ

2. テント等の設営撤去について

- ①使用時間外で設営撤去を行う場合は必ず協議してください
- ②広場内への車両の乗り入れは必要最小限とし、芝生内やウッドデッキ部分への乗り入れはできません。
車両の重量は8t（積載重量込み）までとし、ゴムマットやベニヤ板等での養生が必要です（下記参照）。
- 【車両の重量が4t未満（積載重量込み）の場合】
進入の際の養生は必要ありませんが、駐車する場合は養生が必要です。
- 【車両の重量が4tを超える（積載重量込み）場合】
駐車場所に加え、車両が通行する部分についても必ず養生が必要です。
- ③テント等の施設配置については、歩行者の動線を確保し園路を塞がないでください。
- ④テント等は点字ブロックの上に設営できません。
また、点字ブロックから60cm以上離してください。

3. 音の出る行為について

- ①スピーカー等を直接J:COMホールトホール大分および周辺のマンション等に向けすることは出来ませんので、ステージ等を設置する場合はその点を考慮してください。
- ②リハーサル等であっても午前9時前や午後8時以降に音出しをすることはできません。
- ③周辺施設や地元住民等に十分な配慮を行い、クレーム等については主催者の責任において処理してください。

4. 広場の貸出施設について（別添図面参照）

①コンセントの使用について

コンセントはすべて100V、15Aです（必ず使用容量を守ってお使いください）。

コンセント使用時は、分電盤のスイッチが「ON」になっているか確認してください。

コンセント使用時にブレーカーが切れた場合は、使用容量を超えていることから使用容量の見直しを行ったうえで分電盤のスイッチを「ON」にしてください。

②散水栓について

散水栓の水は水道水です。

③排水口（下水）の使用について

排水口の使用にあたっては大分市上下水道営業課の許可が必要です。

申請と使用料の納付が別途必要となりますので上下水道局営業課（097-538-2416）と事前に協議を行ってください。

④貸出施設のカギについて

コンセント、分電盤、散水栓、車止めについては、鍵がかかっています。

使用する場合は、使用日の直近の平日17時15分までに、大分市役所本庁舎7階まちなみ企画課まで鍵を受け取りに来て下さい。

5. 芝生の養生について

芝生広場内にステージやテントなどを設置するイベントや、多くの人が訪れるイベント等においては、人が歩く場所やテント内など、芝生が痛みますので必ず養生が必要となります。

芝生養生用のマット等の設置・撤去の費用は、イベント主催者の負担となります。

芝生養生マットについては、1m四方の穴空きゴムマット（約2,200枚）をお貸しますので事前にご相談ください。

また、芝生の養生が必要となるイベント等については、配置図等を用いた事前協議、設営後の現地確認を行います。現地確認の結果、養生を手直ししていただく場合もあります。

6. その他

①広場の使用に伴うクレーム等の処理については使用者の責任において処理してください。

②使用後には必ず清掃を行ってください。

③イベント中に広場内トイレへのトイレットペーパーの補充および簡易な清掃を行ってください

④イベント等の実施に伴い、広場の設備を破損した場合は、使用者の責任で立入禁止などの安全対策を施したうえで、市に連絡してください。

⑤食品の取り扱いがある場合は大分市保健所衛生課（097-536-2704）、火気（発電機を含む）の使用がある場合は大分市中央消防署（097-532-2108）に必ず届け出を行ってください。